

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

資料 1 - 2

基本分野 1 生活支援

施策項目 1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	令和2年度に市内9事業所に対し共生型サービスの説明を実施したが、申請者なし。	A	利用希望者を把握した際には、改めて事業所に申請勧奨を行う。
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課	研修案内があった際は市内の事業所に対し周知を行っている。	A	引き続き参加の働きかけを行う。
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課	・令和5年度から、委託により、市内に地域活動支援センターを設置した。 ・現状に合わせて地域生活支援事業実施要綱の改正を行った。	A	引き続き事業を実施する。
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課			
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課	児童発達支援センターによる児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を実施した。 課題であった看護師の採用を行った。 また、昨年度から開始した「医療的ケア児等ケース会議」、「学童・青年期連絡会」、「乳幼児連絡会」を定期（学期毎）に開催した。	A	引き続き、重症心身障がい児のサービス利用のニーズと提供体制の把握を行う。
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課	グループホーム新設を検討している事業所からの相談について、必要な助言、情報提供を行った。	A	事業所へ働きかけを行うとともに、申請に係る相談対応を行う。
7	グループホームでの生活が障がいのある人にとって合っているか確認するため、体験する機会を提供します。	福祉課	利用希望が無かったため未実施。	D	市内にグループホームが増えたことにより、認知度が高まり利用者が増えていることを踏まえ、当初の目的を達成したと判断し令和5年度末で事業を廃止する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野1 生活支援

施策項目2 包括的な相談支援体制の仕組みづくり

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課			
2	【重点項目】 障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	個別訪問調査の調査方法について、見直しを行い、電話調査を主とし144名のうち76名に対し調査を行った。	A	限られた人的資源でより効率的かつ効果的なアウトリーチを行うため、さらに調査方法に検討を加える。
3	福祉サービス等の利用には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成が必要であることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要なことから、障がい児・者の相談支援体制の強化を図ります。	福祉課 子ども家庭課	市内の相談支援事業書及び基幹相談支援センターが一体的管理の協定を結び、相談支援の質の向上に務めた。	A	長久手市相談支援体制整備計画に基づき、相談支援体制の強化を図る。
4	地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 地域共生推進課 たつせがある課	西・北・市が洞・南小学校区に設置された地域共生ステーションなどにおいて、CSWIによる出張相談（福祉のなんでも相談）を各地区で実施した。	A	引き続き実施。
5	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課	庁内関係部署の相談の質の向上、関係者とのネットワーク作りのため、精神保健福祉実務者会議を年4回実施し延べ43名が参加した。	A	令和6年4月施行の精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進を一層進めていく。
6	【重点項目】 障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。そのため、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	福祉課 長寿課 地域共生推進課 子ども家庭課 健康推進課	複雑化、複合化した課題に対して各分野が連携して支援を検討するため、重層的支援会議及び支援会議を実施した。	A	多様化する個人ニーズに対応するには、様々な福祉サービスの利用や多様な地域資源へのつなぎ、新たなサービス等の創出が必要であるため、庁内連携会議や包括化推進協議会、実務者会議等において、各事業と一体的に検討を進めていく。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

基本分野1 生活支援

施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。	福祉課			
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。	福祉課			
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保険医療課			
4	福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
5	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課			
6	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課			
7	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課	令和6年4月1日から発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー又はポータブル電源を種目に追加するための要領改正を行った。	A	今後も適宜見直しを行う。
8	障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野2 保健・医療

施策項目1 早期発見・支援への取組

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課 子ども家庭課	乳幼児健診未受診者に対して電話や訪問で状況を確認している。また、発達に心配のある児に対しては適切な療育を受けられるよう健診事後教室等でフォローを行っている。 こどもの発達相談室とも情報を共有して適切な療育が受けられるよう支援している。	A	今後も健診未受診者の状況確認、健診事後教室等でフォローを行っていく。
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	健康推進課 子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課	5歳児すこやか発達相談にてアンケートを実施して、実施後はフローチャートに沿って電話相談等を行っている。就学に向けて支援が必要な児については、個別相談等から関係機関と連携し、支援している。	A	今後も関係機関と連携し、支援していく。
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。	健康推進課 保険医療課	39歳以下健診受診者数289人 ラジオ体操第一登録者数1,874人（令和6年1月26日時点） 特定健診の実施（R5 受診者3,133件令和6年1月18日時点） 特定保健指導の実施（R5 対象289人 令和6年1月18日時点） 後期高齢者医療健康診査の実施（R5 受診者2,541件 令和6年1月4日時点）	A	今後も、糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健診の実施及び周知啓発を継続する。
4	【重点項目】 こどもの発達相談室を設置し、発達が気になる児童に関する相談窓口を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として、「児童発達支援センター」を整備します。	子ども家庭課	令和3年4月から発達相談室で関係機関と連携しながら相談を実施。 関係機関の具体的な連携方法を体制化し、令和3年10月から児童発達支援センターで児童発達支援、保育所等訪問支援を実施。	A	児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を整えていく。

5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し 支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童と その保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課	親子通園事業（どんぐり教室）と児童発達支援 センターの利用を通じて、発達が心配な児童の 保護者同士が交流できる機会を設けています。	A	引き続き保護者向け交流のきっかけとな る機会を創出していく。
6	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療 に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連 携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期 治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課	個別訪問等調査において、対象者１４４名のう ち７６名に対し調査を行い、困り事等について 聞き取りを行った。	B	引き続き個別訪問調査を継続するととも に、調査結果を地域包括ケアシステムの中 で共有し、関係者で対応方法について 検討していく。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野2 保健・医療

施策項目2 医療などが必要な人への支援の充実

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を進めます。	福祉課 健康推進課	令和5年度に自立支援協議会に「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」プロジェクトチームを立ち上げ、課題の把握や解決方法に向けた取組内容の検討を行った。	A	今後のにも包括システム推進のための協議の場を、精神保健実務者会議に置き、医療、精神保健、福祉（障がい・高齢）関係者がともに事例検討や学びを深めていく。
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課			
3	障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービス等について周知していきます。	福祉課			
4	【重点項目】 医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備に向け、定義や現況の確認、連携方法などについて関係機関と協議・検討を行います。	子ども家庭課 福祉課	医療的ケア児等ケース会議を年3回実施し、医療的ケア児に関する情報共有や課題の検討を行った。	A	関係機関と引き続き協議の場をもち、施策等の検討を行う。
5	サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課	2施設（2事業所）で25人が制度を活用し歯科健診を実施。	A	令和14年度まで継続的に実施。
6	保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。	福祉課			
7	保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。	子ども家庭課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課	学校教員及び保育士が特別支援学校等に研修に行った。	A	引き続き教員及び保育士への研修を行う。
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課	スクールソーシャルワーカーを3人配置している。	A	引き続き各中学校区に一人配置できるよう、人材の確保に努める。
3	学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。	教育総務課	各校のバリアフリー改修工事を実施し完了している。 医療的ケア児が増えてきており、また、来年度にも小学校に入学予定であるため、看護師を任用した。	A	引き続き看護師が配置できるよう、人材の確保に努める。
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課	通級指導教室は全ての小中学校に設置され、適正に実施されている。就学相談についてはその都度他機関と連携し応じている。また、医療的ケア児の受け入れ体制について、常勤の看護師を1名配置し、体制を整えている。	A	引き続き他機関と連携した就学相談を実施する。また、医療的ケア児の受け入れ体制を継続して維持できるように整備する。
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課	福祉実践教室（市内8校）、介助犬教室（市内4校）を実施。障がいの理解を深めることができた。	A	今後も、他機関と連携しながら障がい理解を深めるための授業を行う。
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課	11月26日にカローリング等のニュースポーツを体験できるニュースポーツフェスティバルを開催した。	A	継続的に開催予定
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課 教育総務課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野4 雇用・就業

施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	【重点項目】 障がいのある人の就労の相談や支援を行い、本人と事業所等をつなげていくことや、高校や大学等に在学中の人の就職活動や生活の困り事を解決するためのサポートを行う、就労支援コーディネート事業を実施します。	福祉課	市民団体が、自発的活動支援事業費補助金を活用し就労支援事業を実施。8名が参加した。	A	令和6年度からは、地域の放課後等デイサービス事業所職員を中心とした市民団体と協働し継続的に事業ができるようにしていく。
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課	会計年度任用職員（障がい者枠）として2名任用した。 市役所の簡易な業務等を就労移行支援事業所に委託し、市役所内で障がい者の就労訓練を実施するながふく就労体験を実施した。 (延べ件数12件 延べ従事人数54人)	A	業務範囲を拡大していくように努める。
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課			
4	民間企業等との情報共有を図り、一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課	中間就労事業所ではないが、障害者雇用を行う企業への貸し農園を運営する株式会社と協定を結び、必要に応じ意見交換を行っている。	B	運営会社と情報共有しつつ、障害者の就労支援を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野4 雇用・就業

施策項目2 福祉的就労の充実

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課	「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を各課に周知し、障がい者就労支援施設等への受注機会の拡大を図った。	A	引き続き、障害者就労施設等への受注機会の拡大を推進していきます。
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。	福祉課 財政課	福祉まつり及びながふく商店として市役所や福祉の家にて、物品販売会を行う機会を提供した。（市役所22回、福祉の家13回）	A	引き続き、各種イベント等における販売機会について情報提供を行う。
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。	みどりの推進課 福祉課	事業者や民間企業から農福連携に関する相談に対応した。県の農福連携相談窓口を利用し、実際に、事業者と農福連携に興味がある農家をつなげることができた。	A	引き続き、情報収集をしながら必要に応じ情報提供及び助言を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野5 生活環境

施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課	放課後の子どもの居場所づくりに関して、子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ量を把握し、それに対応した供給体制を整備してく。	A	児童の増加とニーズの多様化に対応するため、主として小学校内での居場所づくりを前提に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営の委託を行った。
2	ちょっとした訓練やサポートがあれば、自身で行えるようになることを目的とした、日常生活における体験・訓練のため居宅介護の利用やボランティアによる支援を推進します。	福祉課			
3	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課	5月に文化の家で「インクルーシブアート展」を実施。市内障がい福祉事業所通所者が制作した作品を展示。また、事前ワークショップでは障がいの有無に関わらず同じテーマで作品作りをした。（生涯学習課）	A	令和6年度以降も同様の企画を予定している。（生涯学習課）
4	障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。	福祉課			
5	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課	手話奉仕員養成講座及び要約筆記ボランティア講習会を実施し、それぞれ10名、7名が修了した。	A	引き続き実施する。
6	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課	プロジェクトチームを3つ設置し、課題解決にむけて取り組んだ。障がい福祉関係者連絡会を2回実施し、計82人が参加した。	A	引き続き、幅広く参加してもらうための企画運営を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野5 生活環境

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	移動支援事業従事養成研修の実施なし。	D	市内での登録事業所が1者しかないため、市外も含めて登録事業者を増やし、受講機会の拡大を行う。
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉課 長寿課	令和6年度以降の事業継続のため、2事業所について、更新手続きを行った。	A	ニーズは拡大しているが、事業者の負担も大きくなっている。公共交通施策との役割分担について関係機関とともに検討していく。
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。	福祉課			
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課	1団体が社会見学を実施。36人の障がいのある方が参加した。	A	令和14年度まで継続的に実施。
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課			
6	道路新設時などに、車いすがすれ違ふことができる幅の歩道整備を行います。	土木課			
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課	西庁舎の改修に伴い、段差を解消し車椅子での通行ができるようにした。また、車椅子の通れる通路幅に設計した。	A	改修時にはバリアフリー化を検討していく。

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課	令和5年度は「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件の20件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の周知を行い、特定施設整備計画届出書を7件受理。	A	今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿った計画とされるよう依頼していきます。
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉課 長寿課 安心安全課 企画政策課	公共交通と福祉有償運送の連携を進めるため、福祉有償運送運営協議会の委員2名が長久手市地域公共交通会議に参加した。	A	地域公共交通会議と連携を図り、市の公共交通全体で障がいのある人の移動についても検討を行う。
10	「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえるよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し、利用促進に努めます。	安心安全課	市ホームページで周知を行ったほか、高齢・障がい福祉の窓口課でも周知や無料パスの配布を行った。	A	引き続き周知を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野5 生活環境

施策項目3 わかりやすい情報発信とコミュニケーション

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課	ガイドの字体について、より多くの人が見やすいユニバーサルフォントを令和5年度版ガイドから採用した。	A	引き続き、多くの人がわかりやすいガイドとなるよう適宜見直しを行う。
2	障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課			
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。	情報課			
4	障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課	・令和5年4月から手話通訳者設置時間を拡充。 ・差別解消に関わる職員研修の際に、簡単な手話について伝えた。	A	職員研修等の機会を捉え、手話言語への理解促進を図る。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目1 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課			
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。	人事課 福祉課	・新規採用職員に対し、福祉課職員による研修を実施（16名が受講） ・新たに課長級になった職員向けに障害者差別解消法研修を実施（7名が受講）	A	今後も継続して、市職員等への研修を実施していく。
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します。	行政課	選挙時に、視覚障がいのある人に、選挙公報を点訳・音訳した媒体を配布した。また、投票時に、段差がある投票所ではスロープを設置したり、各投票所にコミュニケーションボード、車いす用の記載台及び点字投票資材を用意した。 令和5年度からは、投票支援カードを投票所に設置するなど今まで以上の配慮を行った。	A	引き続き、障がいのある人に配慮した選挙を実施します。
4	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課			
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課			
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課			
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課	公共施設に募金箱及び自動販売機の設置並びにガバメントクラウドファンディングにより、補助犬の周知及び寄付協力を行った。また、介助犬フェスタの後援を行った。	A	引き続き実施する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目2 権利擁護に関する支援

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。	福祉課 長寿課			
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課	尾張東部権利擁護支援センターが主体となり意思決定支援に関するプロジェクトを実施した。	A	引き続き実施する。
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課	地域生活支援拠点に係る登録事業所をHPにて公表。登録事業所との顔合わせを行い、本市における地域生活拠点の活用イメージ等を共有した。	B	居室確保事業の実施要綱を定める。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野7 防災・防犯

施策項目 防災及び緊急時の支援の充実

[令和5年度分]

No.	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5見込)	今後の方向性
1	【重点項目】 災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉課 安心安全課	令和4年度の避難行動要支援者支援事業の見直しを踏まえ、登録対象者4,486名に対し登録案内を行い、1,894人が登録した。医療的ケア児等の災害対策プロジェクトにて2名の特別個別避難計画を作成した。	A	必要な人が登録されないことがないよう、関係者で情報共有を図り、登録勧奨及び支援を行っていく。令和8年度末までに5件の特別個別避難計画の作成を目指す。
2	市内の入所施設と協定を結び、緊急避難所（福祉避難所）を確保します。	福祉課 安心安全課	市内4施設を災害時に避難行動要支援者の受け入れ先として確保している。	B	福祉避難所の拡充にむけて、社会福祉施設をとの連携について検討を進める。
3	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。	福祉課 長寿課	令和4年度の避難行動要支援者支援事業の見直しを踏まえ、要支援者〇人ごと個別避難計画が作成された。また、地域の避難支援関係者へ周知・説明を行った。	A	個別避難計画の活用について、関係者と協議していく。
4	【重点項目】 障がいのある人、サービス提供事業所、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課	市内一斉防災訓練において、障がい者施設と地域住民が協力して、避難行動要支援者の避難支援及び避難所での受入訓練を実施した。	A	引き続き、避難行動要支援者、事業所、地域住民が協働した訓練を検討していく。
5	【重点項目】 障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課	福祉避難所備蓄品の点検を行い、腎疾患やアレルギーの人でも安心して食べられるアルファ米と飲料水の入れ替えを実施した。	B	不足する備蓄品の洗い出しと、実際の使用時を想定した物品配置を図る。福祉避難所の拡充にむけて、社会福祉施設をとの連携について検討を進める。
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	福祉課	登録説明会について、全対象者へ通知し、制度についての周知を図った。	A	尾三消防本部と連携し引き続き周知を図る。
7	愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課	110番アプリシステムに移行後、市ホームページも更新し周知を行っている。	A	引き続き周知する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。